

福岡県性暴力対策会議 傍聴要領

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議会場入室後は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により妨害しないこと
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと
- (3) 座長及び専門委員会の委員長（以下、「委員長」という）の事前の許可なく、会議の状況を写真撮影、録画又は録音しないこと
- (4) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと
- (5) 会場において、携帯電話を使用しないこと
- (6) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと
- (7) 座長、委員長及び事務局の指示に従い、その他会議の支障となる行為をしないこと

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者は、会議を傍聴するにあたっては、座長、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者及び報道関係者が上記1の規定に違反し、座長及び委員長が退場を命じたときは、退場しなければならない。